

但二四八錢以上

日給貳圓以上八分一回ノ昇給セシムルコト  
但二一圓十錢以上

二 臨時昇給ノ件

日給貳圓以下 二割ノ臨時昇給ヲセシムル事

日給貳圓以上 貳圓五十錢以下 一割二分ノ臨時昇給ヲセシムル事

日給貳圓五十錢以上八分ノ臨時昇給ヲセシムル事

但二臨時昇給ノ場合ハ定期昇給ニ関係ナキ事

三 半期賞與及給法改正ノ件

(一) 半期賞與ノ等給ハ欠勤日數ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

(二) 期間ヲ通シテ無欠勤者ハ總負最高賞與ヲ受クルモノトス  
最高賞與ヲ受クル者ニ對シテ特別割増金ニ割増與スル事

(三) 賞與金支給額等級ハ凡起ノ順位ニ依リ定ムル事

(一) 無欠勤 日給四拾五五分 特別割増金二割

(二) 欠勤壹日マテ 日給四拾 日分

(三) 欠勤壹日マテ 日給三拾五分

(四) 欠勤二日マテ 日給二拾五分

(五) 欠勤三日以上 日給拾 五日分

四 勤務時間改正ノ件

(一) 日勤者勤務時間年ヲ通シテ九時間トスルコト

但シ午前七時三十分出勤午後四時三十分退出

(二) 交代勤務ニ従事スルモノハ従前通リ八時間勤務トス

出勤手當及出張並ニ配給手當支給法改正ノ件

(一) 出勤手當ハ等級ノ齊シ定額 休勤三十錢 外勤三十五錢トスルコト